

常任委員会とは

常時設置されている委員会であり、本会議で審議する案件の予備審査を行うための機関です。

議案、その他の議決事項は、最終的には本会議で決定されますが、市行政の事務は幅広く複雑なため、本会議で詳しく審議することは能率的ではありません。そのため安中市議会では 3 つの常任委員会を設け、そこで専門的に審査、調査などを行います。

議員はいずれか 1 つの委員会に所属しています。

◎各委員会の所管する事項は、次のとおりです。

| | | | |
|-----------|---|---|--|
| 総務文教常任委員会 | 総務部・財務部・会計課・松井田支所・選挙管理委員会・監査委員・教育委員会・固定資産評価審査委員会・公平委員会の所管に関する事項および他の常任委員会の所管に属さない事項 | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・市有財産管理状況 ・市行政の総合企画 ・教育行政の運営及び施設整備 ・その他本委員会の所管に関する事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・市税の適正課税 ・危機管理、防災及び防犯 ・文化財保護及び生涯学習の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・行政財政の実態 ・松井田支所の総合事務 |
| 福祉民生常任委員会 | 市民部・保健福祉部・公立碓氷病院の所管に関する事項 | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉・障害福祉対策 ・公立碓氷病院の運営及び市民の健康増進 ・国民健康保険事業及び後期高齢者医療事業の運営 ・その他本委員会の所管に関する事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険の運営 | <ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化対策 ・環境衛生対策 ・市民生活及び市民活動 |
| 経済建設常任委員会 | 産業政策部・建設部・上下水道部・農業委員会の所管に関する事項 | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業振興対策 ・農業振興対策 ・上下水道施設の整備拡充 ・その他本委員会の所管に関する事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・観光振興対策 ・団地造成及び工場誘致 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域振興対策 ・都市計画事業の促進 |

議会運営委員会とは

この委員会は、議会を円滑に運営するための議会運営上の諸問題について調査や研究を行います。議会運営委員会の所管する事項は、次のとおりです。

- ・議会の運営に関する事項
- ・議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
- ・議長の諮問に関する事項